

彦根市国土強靱化地域計画

令和7年3月

彦根市

<目次>

第1章 計画策定の趣旨および位置付け

1 計画策定の趣旨	1
2 地域計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 本市の概要および地域特性

1 位置および面積	3
2 地形	3
3 地質	4
4 気候	4
5 人口	5
6 産業および交通	5

第3章 地域計画の基本的な考え方

1 地域計画の対象とするリスク	7
2 基本目標	7
3 事前に備えるべき目標	7
4 基本的な取組方針	7

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等	9
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	11
4 重要業績指標(K P I)の設定	11

第5章 施策の重点化

1 施策の重点化	12
----------	----

第6章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針	13
2 「施策分野」別の推進方針	35

別添資料① 脆弱性評価の結果

別添資料② 施策分野別重要業績指標(K P I)一覧

別添資料③ 関連事業一覧

第1章 計画策定の趣旨および位置付け

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」といいます。)」を平成25年12月に公布・施行するとともに、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、その後、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に法改正が行われ、同7月に新たな基本計画が閣議決定され、強靱な国づくりを進めています。

また、滋賀県では、平成28年12月に基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定しました。また、令和6年度中には令和7年度を始期とする新たな計画を策定予定であり、県土の強靱化を進めています。

本市では、これまでから市民防災マニュアルの配布、地域防災計画の見直し、業務継続計画の策定および防災訓練の実施など、各種防災対策を進めてきましたが、今後は、人口減少や少子高齢化の進行等による地域防災力の低下、老朽化した公共施設等の更新・維持の困難性が懸念され、更には「鈴鹿西縁断層帯」などの活断層による地震をはじめとした地震災害や、強力な台風や竜巻、局地的な大雨、集中豪雨等の風水害など地域を取り巻く課題に対する対応が求められることから、過去の災害の教訓を生かし、被害を最小限に抑えるなどの事前防災および減災の対策を平時から行う必要があります。

こうしたことから、本市においても、尊い人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」をもった災害に強いまちづくりを推進するため、「彦根市国土強靱化地域計画(以下「地域計画」といいます。)」を策定します。



図 滋賀県近隣の断層マップ(出典 滋賀県防災情報マップ)



写真 中山町集落内(平成25年9月 台風18号)

2 地域計画の位置付け

地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」をはじめ、「滋賀県国土強靱化地域計画」との調和を保つとともに、緊密に連携・協力すること、本市の役割と分担を明確にすることとします。

また、本市の市政運営の根幹をなす「彦根市総合計画」や「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携し、計画内容の確実な実施や実現に向け、相乗効果を図り、災害対策基本法に示される彦根市防災会議や彦根市地域防災計画等とも連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。

3 計画期間

地域計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 本市の概要および地域特性

1 位置および面積

(1) 位置

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山脈に及んでおり、京阪神、中京および北陸圏の中間にあたります。

(2) 面積

国土地理院が平成 29 年 10 月 1 日時点で計測し公表した本市の面積は、196.87 km²で、うち琵琶湖の面積は 98.59 km²となります。

また、高度は、最高点が 684.6m、最低点が 83.3mで、601.3mの高低差があります。

2 地形

(1) 山地・丘陵

琵琶湖の東岸に沿い、北から約 65 度傾いた南北に細長い地形をしており、琵琶湖沿いを中心に市域の大部分は湖東平野に位置し、比較的平たい地形ですが、東北部の鳥居本地域を中心に鈴鹿山脈から連なる山地を形成しています。

市域の山地は、地形的に東側の標高 650m前後の山塊と西側の標高 300m以下の山塊(佐和山を含む。)の 2 つに大別できます。これは間を南北に走る仏生寺断層によるものと考えられ、これを境に東側の山塊が西側の山塊に乗り上げる形態となっています。この他に、低地に彦根山、雨壺山、荒神山など孤立丘と呼ばれる山地があります。

(2) 低地・湖沼・河川

市域の 3 分の 2 以上が低地です。低地部は、鈴鹿山脈から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂から成り、その形成は現在の河川と密接な関係があります。

低地部は上流から下流へ、扇状地帯、自然堤防(氾濫平野)帯、三角州(湖岸平野)帯に大別されます。本市の低地部は、おおむね標高 100m以上が礫を主体とした扇状地帯、標高 90～100m付近が粘土、砂礫を主体とした自然堤防(氾濫平野)帯、標高 90m以下が腐食土、粘土を主体とした三角州(湖岸平野)帯となります。

湖岸沿いには、比高 2m程の砂州も見られるほか、かつては松原湖、野田沼、曾根沼など内湖がありましたが、現在その大半は干拓事業により農地などになっています。

主な河川としては、北から芹川、犬上川、宇曾川および愛知川の 4 河川で、いずれも鈴鹿山脈を水源とし、県内の一般的な河川の特徴と同様に流路延長が短く、やや天井川の傾向にあります。



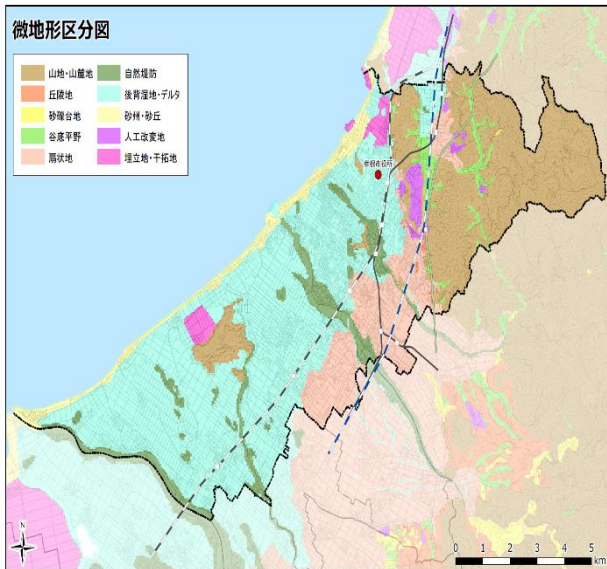
写真左：芹川、写真中央：犬上川宇尾大橋下流、写真右：宇曾川金沢大橋上流(いずれも平成 25 年 9 月 台風 18 号の様子)

3 地質

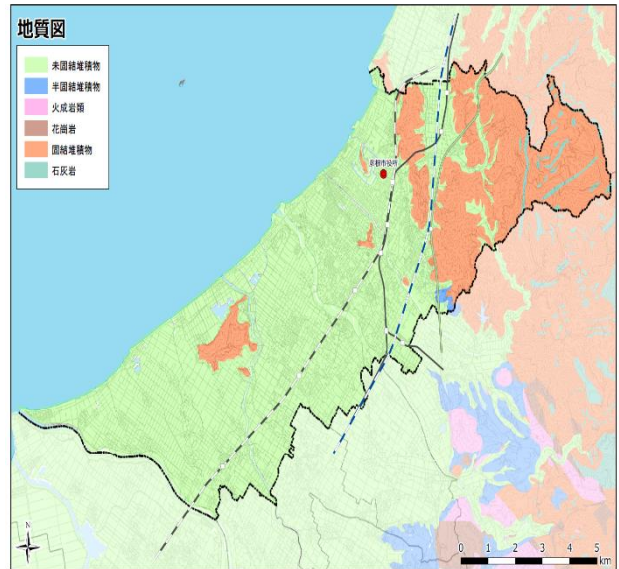
山地は、基盤岩と呼ばれる団結した地層から成ります。基盤岩の地質は、砂岩、泥岩、石灰岩など主に堆積岩類ですが、荒神山などには火成岩類も見られます。

湖岸に近い低地は、未固結の礫、砂、粘土、腐植土層等で構成される沖積層から成っており、大規模な地震が発生した場合、強い揺れや地盤の液状化等により建物の倒壊のほか、道路や避難路の機能不全等の被害が想定されます。

また、一般に丘陵は、粘土、砂、砂礫などの未団結の地層から成り、山地と低地の境界部に分布していますが、本市には野田山、笹尾町に一部見られる程度となっています。



図：微地形区分図(「5万分の1都道府県土地分類基本調査」(地形分類図)国土交通省国土情報課)



図：地質図(「5万分の1都道府県土地分類基本調査」(表層地質図)国土交通省国土情報課)

4 気候

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はなく、穏やかな地域に入ります。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるも

ので、日降水量 596.9 mm、月降水量 1018.8 mmを記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスです。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。しかし、一般的には年間の降水量の平均値は 1570.9 mmと、全国的には平均的な量です。

また、滋賀県内の気候は地形の影響により若狭湾から北西気流が、大阪湾から南西気流が、伊勢湾から南東気流がそれぞれ流入しやすく、「気流の三叉路」となっています。このため、県内では北陸型、瀬戸内型、東海型の各気象区が重なり合っています。

本市は、概ね北陸型の気象区に属しており、滋賀県内では湖東南気候区になっています。

(3) 降雪量

年間降雪量(降雪の深さ)の平均値は、104 cmと内陸盆地としては多いのが特徴です。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強くなります。

風速は、北西の風は毎秒 3~4m程度で、南東の風毎秒 1~2m程度と比較して 2~3 倍に達し、内陸部ながら厳冬期には海岸部なみに風は強くなります。

5 人口

本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展しましたが、明治になり人口は減少し、同 22 年に最低を記録しました。その後、昭和 12 年に市制を施行し、近隣 8 町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展しています。人口は、その間停滞する時期もありましたが、同 35 年以降は概ね増加傾向が続き、近年はほぼ横ばいとなっています。

人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度 (人/km ²)	1世帯当たり 人口(人)	根拠
113,647	48,212	577.3	2.36	令和2年国勢調査
110,878	51,463	563.2	2.15	令和6年12月末現在人口

総数昼間人口(人)	流出人口(人)	流入人口(人)	根拠
113,885	21,790	22,028	令和2年国勢調査

6 産業および交通

(1) 産業

彦根市統計書(令和5年版)によると、事業所の総数は約4,760箇所、総従業員数は約 55,700人です。

(2) 交通

本市の公共交通機関は、鉄道としてはＪＲ琵琶湖線と近江鉄道線があり、バス輸送としては湖国バスと彦根観光バスが運行されています。市内には、ＪＲ琵琶湖線の４駅、近江鉄道線の７駅が開業されており、路線バスはＪＲ各駅を起点に運行されています。さらに、予約型乗合タクシー「愛のリタクシー」が１３路線で運行されています。

また、市内には名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道８号、国道３０６号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいます。

第3章 地域計画の基本的な考え方

1 地域計画の対象とするリスク

地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定します。

2 基本目標

地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市および地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 基本的な取組方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前の防災活動や減災、その他迅速な普及復興等が必要な大規模自然災害に備えた本市の全域、全市民を対象とした強靱なまちづくりについて、伊勢湾台風、兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)等、過去の災害から得られた経験、教訓等を最大限に活かしつつ、以下の手法に基づき本市の強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害が発生しても、国、県、市民、事業者、地域団体等と連携・協力し、人命の保護を最大限図り、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とするよう平時

から地域づくりに努めます。

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

災害リスクに応じて、本市の特性に合ったハード対策およびソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫します。

自助、共助および公助を適切に組み合わせ、適切な官民連携および役割分担に努めます。

(3) 効率的な施策の推進

今後予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化および社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効果的に施策を推進します。

(4) 計画の進捗管理

地域計画を効果的・効率的に推進していくためには、各施策に対する課題や目標を共有し、各年度における施策の進捗状況について点検と評価を行いながら、PDCAサイクルを確立することが必要です。

具体的には、設定した重要業績評価指標(KPI)をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、今後推進する施策の進行管理に活用します。

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等

国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

【個別施策分野】

- ①消防・防災、②都市建設、③保健・福祉・医療、④産業・経済・農林水産
- ⑤教育、⑥市民環境、⑦上下水道、⑧文化財、⑨行政機能

【横断的施策分野】

- ①情報共有と防災意識の向上、②人口減少と少子高齢化、③老朽化対策
- ④地域づくり・まちづくり

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて27の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

<起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1)	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(3)	一級河川の大規模氾濫やため池・防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
		(4)	大規模な土砂災害(深層崩壊、天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生
		(5)	暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		(3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	想定を超える大量の帰宅困難者(観光客を含む)の発生による混乱
		(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		(6)	大規模な自然災害と感染症の同時発生
		(7)	福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避難所が開設できない事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(1)	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		(2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(3)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		(4)	有害物質・油の大規模拡散・流出および農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		(2)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン(※)等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		(3)	上下水道等の長期間にわたる供給停止
		(4)	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		(2)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		(3)	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		(4)	後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失
		(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(※)サプライチェーン：原材料調達から生産管理・物流・販売までの経済活動のつながり

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体(関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO法人等)と連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、「別添資料① 脆弱性評価の結果」(リスクシナリオ別の課題)のとおりです。

4 重要業績指標(KPI)の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を、別添資料②「施策分野別KPI一覧」のとおり24の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や今後これを踏まえて推進する施策の進行管理に活用します。

第5章 施策の重点化

1 施策の重点化

限られた予算や人員の中で、効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、どの施策を重点的に行っていくのかを考える必要があります。

本計画では、影響の大きさや緊急性という観点から、下表のとおり「“重点化すべき” 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を選定し、それを回避するための各施策について重点化を図ることとしました。これらについては、特に進捗状況や施策の具体化の状況等を踏まえながら施策の推進に努めます。

< “重点化すべき” 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) >

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	(1)	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		(2)	地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		(3)	一級河川の大規模氾濫やため池・防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ	(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(4)	想定を超える大量の帰宅困難者(観光客を含む)の発生による混乱
		(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能を確保する	(2)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		(2)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		(3)	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

※次項以降の国土強靱化の推進方針において、上表で重点化した最悪の事態については、

重点と標記しています。

第6章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は、次のとおりとします。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1- (1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 **重点**

(公共施設等総合管理計画の推進)

- ・公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

(社会福祉施設整備の推進)

- ・耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
- ・耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

(要配慮者利用施設の耐震対策)

- ・今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

(住宅・建築物の耐震対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
- ・多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
- ・住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
- ・彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、改定を行う。
- ・避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。

(公営住宅の長寿命化)

- ・策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・救急救命士の増員を進める。
- ・消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
- ・年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

(学校施設の老朽化対策)

- ・学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

(防災教育の推進)

- ・市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・救命講習受講者数の増員を進める。
- ・被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。
- ・盛土の安全性の把握・対策について、県と連携し情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。

(文化財建造物の耐震対策)

- ・文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。

1-(2) 地震に伴う密集市街地等の不特定多数が集まる施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 **重点**

(社会福祉施設整備の推進)

- ・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
- ・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

(無電柱化の推進)

- ・災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

(住宅・建築物の耐震対策の推進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・[再掲]住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
- ・[再掲]多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援す

る。

- ・[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
- ・[再掲]彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、改定を行う。
- ・[再掲]避難路等の倒壊の恐れのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・消防団加入促進を更に進める。
- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

(火災予防対策の推進)

- ・住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。
- ・防火対象物の立入検査を効果的に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

(危険物等対策の推進)

- ・危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(博物館における防火対策の充実)

- ・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
- ・感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
- ・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

(重伝建地区の無電柱化)

- ・市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

(防火対策の充実)

- ・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って防火対策の充実を図っていく。

1-(3) 一級河川の大規模氾濫やため池・防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生 **重点**

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

(農業用ため池の防災対策)

- ・防災重点農業用ため池において耐震診断結果に基づく改修もしくは廃池の検討を行う。

(水害に強いまちづくり)

- ・主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
- ・河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。
- ・『開発許可制度の取扱基準』(彦根市)に基づき10年確率の最大浸水深や浸水に対するコメントを確認し、宅地開発等で設置された調整池について流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行うことで、水害に強いまちを目指す。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機

材について検討を行う。

- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。
- ・施設、消火栓、防火水槽および各種資機材の点検・維持管理を行う。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
- ・要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

1-(4) 大規模な土砂災害(深層崩壊、天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
- ・[再掲]要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

1-(5) 暴風雪等に伴う多数の死傷者の発生

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した各種訓練を実施するとともに、各種災害等に対応する資機材の配備を進める。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ

2-(1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重点

(要配慮者対策の推進)

- ・要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
- ・子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。

(農道・林道の防災対策)

- ・農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

(広域農道の老朽化対策)

- ・広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

(無電柱化の推進)

- ・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

(オープンスペースの確保)

- ・防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(上水道管路耐震化の推進)

- ・水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

(学校施設の老朽化対策)

- ・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
- ・災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄(ローリングストック方式)により、災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- ・災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設(特に市域の北部)や資機材の見直しを検討する。
- ・市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
- ・大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
- ・県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。
- ・大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ確かな対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続

して実施する。

(その他防災体制の充実)

- ・大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。
- ・災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

(重伝建地区の無電柱化)

- ・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

2-(2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(農道・林道の防災対策)

- ・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

(広域農道の老朽化対策)

- ・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

(幹線道路の整備)

- ・幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・道路啓開を迅速に行うため、災害時受援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。
- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根

市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

2-(3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(要配慮者対策の推進)

- ・要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]消防団加入促進を更に進める。
- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

2-(4) 想定を超える大量の帰宅困難者(観光客を含む)の発生による混乱

重点

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(公共交通機関の機能停止への対応)

- ・公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
- ・交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

(駅エレベーター停止への対応)

- ・市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

(彦根市都市再生整備計画の推進)

- ・彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- ・情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

(帰宅困難者対策の推進)

- ・帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。
また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

2- (5) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 重点

(医療施設・設備・連携体制の充実)

- ・災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

(要配慮者対策の推進)

- ・[再掲]要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
- ・[再掲]子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。
- ・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(上水道管路耐震化の推進)

- ・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

(災害時における医療体制の継続)

- ・市立病院について、本市浄水場から直結の耐震配水管を布設する。
- ・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定することやBCP計画を見直し、病院の機能を維持できるよう検討する。

(医療施設・設備の整備)

- ・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者に影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
- ・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて支援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時支援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

2-(6) 大規模な自然災害と感染症の同時発生

(感染症の発生・蔓延防止)

- ・浸水被害発生時の防疫の在り方について、検討を進める。
- ・消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

(下水道施設の防災対策の推進)

- ・下水道施設の適正な維持管理を進める。
- ・各種災害に対応する下水道業務継続計画(BCP)の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

(上水道管路耐震化の推進)

- ・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

2-(7) 福祉避難所開設のためのスタッフ、救援物資および医療機器等の不足により、福祉避

難所が開設できない事態

(社会福祉施設整備の推進)

- ・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
- ・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

(福祉避難所の協定締結促進)

- ・福祉避難所開設に関する協定締結を促進する。

(要配慮者対策の推進)

- ・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3- (1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(被災者生活再建支援等の充実)

- ・日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。

3- (2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重点

(公共施設等総合管理計画の推進)

- ・[再掲]公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

(被害認定業務の推進)

- ・家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。

(要配慮者利用施設の耐震対策)

- ・[再掲]今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- ・犬上分署への地図検索装置の整備を検討する。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
- ・[再掲]県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

(感染症の発生・蔓延防止)

- ・[再掲]消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。
- ・出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。
- ・災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

重点

(中小企業・小規模企業者等の事業継続計画の策定支援)

- ・商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経済活動(サプライチェーン含む)への影響を最小限にする。

(危険物等対策の推進)

- ・[再掲]危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(火災予防対策の推進)

- ・[再掲]防火対象物の立入検査を効果的に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

4-(2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

重点

(中小企業・小規模企業者等の事業継続計画の策定支援)

- ・[再掲]商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経済活動(サプライチェーン含む)への影響を最小限にする。

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(歩道のバリアフリー化)

- ・歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(水害に強いまちづくり)

- ・[再掲]主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
- ・[再掲]河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。
- ・[再掲]『開発許可制度の取扱基準』(彦根市)に基づき10年確率の最大浸水深や浸水に対するコメントを確認し、宅地開発等で設置された調整池について流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行うことで、水害に強いまちを目指す。

(公共交通機関の機能停止への対応)

- ・[再掲]公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
- ・[再掲]交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

(駅エレベーター停止への対応)

- ・[再掲]市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込め

が発生しないよう対応を検討していく。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設(特に市域の北部)や資機材の見直しを検討する。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。

4-(3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

重点

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(水害に強いまちづくり)

- ・[再掲]主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
- ・[再掲]河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。
- ・[再掲]『開発許可制度の取扱基準』(彦根市)に基づき10年確率の最大浸水深や浸水に対するコメントを確認し、宅地開発等で設置された調整池について流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行うことで、水害に強いまちを目指す。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
- ・[再掲]災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄(ローリングストック方式)により、災害発生後3日分の非常用食料を備蓄する

よう啓発する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
- ・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。
- ・[再掲]県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

4-(4) 有害物質・油の大規模拡散・流出および農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(有害物質等対策の推進)

- ・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者等に啓発を行う。
- ・災害時の原子力発電所において、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

(住宅・建築物のアスベスト対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

(危険物等対策の推進)

- ・[再掲]危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(農地・農業施設の適切な保全管理)

- ・農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることにより遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

(森林の保全対策)

- ・森林組合などと連携を図り、施業や境界明確化の推進を図る。
- ・里山での野生獣による被害軽減を図るため、緩衝帯の整備を進める。
- ・獣害対策として駆除や防除対策を引き続き実施する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-(1) テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- ・[再掲]犬上分署への地図検索装置の整備を検討する。
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
- ・防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- ・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。
- ・非常通信用に衛星回線を確保する。

(災害時における医療体制の継続)

- ・市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、公衆無線LANの整備を検討する。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

5-(2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(無電柱化の推進)

- ・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(危険物等対策の推進)

- ・[再掲]危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(重伝建地区の無電柱化)

- ・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

5- (3) 上下水道等の長期間にわたる供給停止

(上水道管路耐震化の推進)

- ・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲] 災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。

(浄化槽の管理体制の整備)

- ・災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、県と連携し浄化槽管理者情報の整備を推進する。

(農業集落排水処理施設の機能保全)

- ・農業集落排水処理施設について、優先順位付けを行うなど、実行可能なBCP計画の見直しを進める。また、被災調査に必要な資器材の備蓄に努める。
- ・農業集落排水の管路に滞水した汚水の運搬など、民間企業の応援が得られるよう協力体制の充実を図る。

(下水道施設の防災対策の推進)

- ・[再掲]下水道施設の適正な維持管理を進める。
- ・[再掲]各種災害に対応する下水道業務継続計画(BCP)の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

(し尿処理体制の整備)

- ・彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る。
- ・簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備を更に進める。また、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ(レンタル)方法も検討していく。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

5- (4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(農道・林道の防災対策)

- ・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

(広域農道の老朽化対策)

- ・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・[再掲]道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまち

が形成されることを目指す。

(歩道のバリアフリー化)

- ・[再掲]歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(水害に強いまちづくり)

- ・[再掲]主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
- ・[再掲]河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。
- ・[再掲]『開発許可制度の取扱基準』(彦根市)に基づき10年確率の最大浸水深や浸水に対するコメントを確認し、宅地開発等で設置された調整池について流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行うことで、水害に強いまちを目指す。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・[再掲]急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・[再掲]土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(公共交通機関の機能停止への対応)

- ・[再掲]公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
- ・[再掲]交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

(駅エレベーター停止への対応)

- ・[再掲]市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・[再掲]道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。

(空き店舗およびアーケード等の整備事業)

- ・商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

(空き家対策)

- ・管理不全な空き家の所有者等に対し、助言、指導、勧告を行い状況改善を促すほか、管理不全な空き家の発生を未然に防ぐため、空き家の利活用の促進を図るなど、空き家対策を推

進する。

(下水道施設の防災対策の推進)

- ・[再掲]下水道施設の適正な維持管理を進める。
- ・[再掲]各種災害に対応する下水道業務継続計画(BCP)の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

(上水道管路耐震化の推進)

- ・[再掲]水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。
- ・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。

6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の円滑な処理)

- ・災害廃棄物仮置場候補地を、市有地以外も含めて選定するなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る。
- ・災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る。

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

6-(3) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(被害認定業務の推進)

- ・[再掲]家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。

(被災者生活再建支援等の充実)

- ・[再掲]日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。
- ・市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]消防団加入促進を更に進める。
- ・[再掲]引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・[再掲]消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]救急救命士の増員を進める。
- ・[再掲]消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

6-(4) 後世に残すべき貴重な文化財建造物等の文化遺産の損壊・損失

(文化財建造物の耐震対策)

- ・[再掲]文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。

(重伝建地区の無電柱化)

- ・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

(動産文化財保存方法の検討)

- ・動産文化財の保存方法についての検討を行う。

(防火対策の充実)

- ・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って防火対策の充実を図っていく。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。

- ・[再掲]年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

(火災予防対策の推進)

- ・[再掲]防火対象物の立入検査を効果的に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。

(危険物等対策の推進)

- ・[再掲]危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(博物館における防火対策の充実)

- ・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
- ・[再掲]災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。

6-(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(地籍調査の推進)

- ・災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

2 「施策分野」別の推進方針

1の結果を踏まえ、各施策を目的別に捉えた「個別施策分野」および市が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりです。

(1) 個別施策分野

① 消防・防災

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・消防団加入促進を更に進める。
- ・引き続き消防職員を各種教育訓練等へ参加させ、技術・技能の習得を図る。
- ・消防職員の増員計画に基づき、引き続き増員を図る。

(消防体制の充実)

- ・救急救命士の増員を進める。
- ・消防通信管理事業にかかる更新、整備を図る。
- ・消防活動用の各種資機材について、年次計画に基づき、点検等を実施し、必要資機材について検討を行う。
- ・年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。
- ・年次計画に基づき、消防団と連携した火災防御訓練を実施するとともに、大規模火災等に対応する資機材の配備を進める。

(火災予防対策の推進)

- ・防火対象物の立入検査を効果的に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。
- ・住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。

(危険物等対策の推進)

- ・危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- ・犬上分署への地図検索装置の整備を検討する
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、定期的な運用訓練による確認と保守点検を実施する。
- ・防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・備蓄計画に基づき、非常用飲食料や物資の年次的な備蓄を進める。
- ・災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄(ローリングストック方式)により、災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- ・災害時の応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設(特に市域の北部)や資機材の見直しを検討する。
- ・市内で大規模停電が発生した際にも対応できる発電機および燃料を備蓄する等体制の整備を行う。
- ・大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事

者等の飲食料の備蓄を検討する。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

・情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

・災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

・災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には、市内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や県、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を推進する。
・県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定締結の拡大を検討する。

(帰宅困難者対策の推進)

・帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

(有害物質等対策の推進)

・災害時の原子力発電所において、想定される放射性物質の拡散や放射線の影響等についての知識を普及啓発する。

(し尿処理体制の整備)

・簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備を更に進める。また、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ(レンタル)方法も検討していく。

(感染症の発生・蔓延防止)

・消毒液や感染防止手袋、マスクなどの備蓄品を確保・更新する。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

・地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
・地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。
・災害時において、迅速かつ的確な対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。
・出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・救命講習受講者数の増員を進める。
- ・感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
- ・大規模災害に備え、県と協議の上、更なる広域陸上輸送拠点等の整備を進めていく。
- ・災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国県の指針や彦根市災害時受援計画に基づき具体的な方策を講ずる。
- ・災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。
- ・要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に位置付けたうえで、各施設に避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促す。

② 都市建設

(幹線道路の整備)

- ・幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(道路や橋梁の適切な維持管理)

- ・道路や橋梁の適切な維持管理や除雪対策等により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。

(歩道のバリアフリー化、無電柱化の推進)

- ・歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。
- ・災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

(水害に強いまちづくり)

- ・主要一級河川の未改修区間の整備促進と適正な維持管理行為の履行により、洪水被害を軽減し、水害に強いまちを目指す。また、ダム建設が中止された一級河川芹川については、100年に一度の降雨により想定される洪水を安全に流す対策の具体案の提示と履行により流域住民の安全・安心の確保を目指す。
- ・河川や水路の改修等を計画的に推進し、適切な維持管理に努め浸水被害の軽減を目指す。
- ・『開発許可制度の取扱基準』(彦根市)に基づき10年確率の最大浸水深や浸水に対するコメントを確認し、宅地開発等で設置された調整池について流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行うことで、水害に強いまちを目指す。

(土砂災害に強いまちづくり)

- ・急傾斜地の崩壊対策施設の整備の促進により家屋の保全を図り、土砂災害を軽減し、また、危険箇所の周知により警戒・避難が迅速化されることを目指す。
- ・土砂災害による住宅・建物の倒壊から市民の生命を守るため、土砂災害特別警戒区域の住民に対し、安全な場所への移転や建物補強等にかかる補助制度の活用を促す。

(空き家対策)

- ・管理不全な空き家の所有者等に対し、助言、指導、勧告を行い状況改善を促すほか、管理

不全な空き家の発生を未然に防ぐため、空き家の利活用の促進を図るなど、空き家対策を推進する。

(住宅・建築物の耐震対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
- ・多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。
- ・住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
- ・彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、改定を行う。
- ・避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。
- ・銀座街について、地域とともに必要な対策を進める。

(オープンスペースの確保)

- ・防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(公共交通機関の機能停止への対応)

- ・公共交通機関が停止した場合の代替交通手段の検討や、災害発生時の交通事業者の対応についての協議を進める。
- ・交通事業者が行う復旧事業への側面的なサポートの検討を行う。

(駅エレベーター停止への対応)

- ・市内の鉄道駅4駅について、耐震機能のついたエレベーターへの計画的な更新を行う。併せて、災害発生時に、広域にわたり同時にエレベーターが停止し、利用者の閉じ込めが発生しないよう対応を検討していく。

(地籍調査の推進)

- ・災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

(住宅・建築物のアスベスト対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

(彦根市都市再生整備計画の推進)

- ・彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

(公営住宅の長寿命化)

- ・策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- ・道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて防災訓練の内容や協定の内容を見直すなど連携体制の更なる強化を図る。
- ・[再掲]大規模災害時における物資輸送や人員移送に関し、バス事業者と協定を締結し、協定に基づく公共交通ネットワークの強靱化を図る。

(その他防災体制の充実)

- ・被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

③ 保健・福祉・医療

(社会福祉施設整備の推進)

- ・耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
- ・耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

(医療施設・設備・連携体制の充実)

- ・災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

(要配慮者対策の推進)

- ・要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
- ・子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。
- ・要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(感染症の発生・蔓延防止)

- ・浸水被害発生時の防疫の在り方について、再検討を実施する。

(福祉避難所の協定締結促進)

- ・福祉避難所開設に関する協定締結を促進する。

(保育所等の耐震対策)

- ・公立・私立の認可保育所およびこども園の耐震化は完了しているが、今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・公立・私立の認可保育所、こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設等における避難確保計画について、関係課と連携し策定を支援する。

(災害時における医療体制の継続)

- ・市立病院について、本市浄水場から直結の耐震配水管を布設する。
- ・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定することやBCP計画を見直し、病院の機能を維持できるよう検討する。
- ・市立病院来院者の情報収集手段を確保するため、公衆無線LANの整備を検討する。
- ・[再掲]大規模災害時にも行政機能や市立病院機能等を維持するため、市職員や市立病院医療従事者等の飲食料の備蓄を検討する。

(医療施設・設備の整備)

- ・市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者に影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

④ 産業・経済・農林水産

(中小企業・小規模事業者等の事業継続計画の策定支援)

- ・商工会議所・商工会等と連携して事業継続力強化支援計画を策定して、災害時における経

済活動(サプライチェーン含む)への影響を最小限にする。

(農業集落排水処理施設の機能保全)

- ・農業集落排水処理施設について、優先順位付けを行うなど、実行可能なBCP計画の見直しを進める。また、被災調査に必要な資器材の備蓄に努める。
- ・農業集落排水の管路に滞水した汚水の運搬など、民間企業の応援が得られるよう協力体制の充実を図る。

(農道・林道の防災対策)

- ・農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

(広域農道の老朽化対策)

- ・広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

(空き店舗およびアーケード等の整備事業)

- ・商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

(農業用ため池の防災対策)

- ・防災重点農業用ため池において耐震診断結果に基づく改修もしくは廃池の検討を行う。

(農地・農業施設の適切な保全管理)

- ・農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることにより遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

(森林の保全対策)

- ・森林組合などと連携を図り、施業や境界明確化の推進を図る。
- ・里山での野生獣による被害軽減を図るため、緩衝帯の整備を進める。
- ・獣害対策として駆除や防除対策を引き続き実施する。

⑤ 教育

(幼稚園の耐震対策)

- ・公立・私立の幼稚園の耐震化は完了しているが、今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・公立・私立の幼稚園における避難確保計画について、関係課と連携し策定を支援する。

(学校施設の老朽化対策)

- ・学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

(防災教育の推進)

- ・市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。

(博物館における防火対策の充実)

- ・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

⑥ 市民環境

(災害廃棄物の円滑な処理)

- ・災害廃棄物仮置場候補地を、市有地以外も含めて選定するなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る。
- ・災害廃棄物の処理に関する協定先の企業と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図るとともに、別の民間企業とも協定を締結する等、体制の強化充実を図る。

(浄化槽の管理体制の整備)

- ・災害時における浄化槽の被災状況についての報告、連絡体制を構築するため、県と連携し浄化槽管理者情報の整備を推進する。

(有害物質等対策の推進)

- ・油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずるよう、県と連携して事業者に啓発を行う。

(し尿処理体制の整備)

- ・彦根市浄化槽業者協議会と連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る。

⑦ 上下水道

(下水道施設の防災対策の推進)

- ・下水道施設の適正な維持管理を進める。
- ・各種災害に対応する下水道業務継続計画(BCP)の策定と見直しを定期的に行い、体制の強化を進める。

(上水道管路耐震化の推進)

- ・水道施設・管路について、彦根市水道事業第3期中期経営計画に基づき耐震性管路への更新を進める。

⑧ 文化財

(文化財建造物の耐震対策)

- ・文化財建造物の耐震診断の結果に基づき、安全対策の検討を進める。

(重伝建地区の無電柱化)

- ・市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

(動産文化財保存方法の検討)

- ・動産文化財の保存方法についての検討を行う。

(防火対策の充実)

- ・「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って防火対策の充実を図っていく。

⑨ 行政機能

(公共施設等総合管理計画の推進)

- ・公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

(被害認定業務の推進)

- ・家屋被害認定業務について、現地確認を支援するための防災情報システムの運用を検討する。また、災害に伴う被害調査のマニュアル等を作成し、平時から災害への備えを整えておく。

(被災者生活再建支援等の充実)

- ・市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、県、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る。
- ・日頃から、大規模災害に被災した場合など、市税や保険料の減免・徴収猶予等の制度があることを周知する。

(市庁舎の防災機能の充実)

- ・中央町別館について、72時間は連続稼働できる非常用発電機の整備または準備体制の構築を検討する。

(緑地・オープンスペースの確保)

- ・彦根市スポーツ・文化交流センターについて、自動車による避難者の集中も想定されることから、必要に応じ、駐車場等の拡充を検討する。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- ・非常通信用に衛星回線を確保する。

(2) 横断的施策分野

① 情報共有と防災意識の向上

(医療施設・設備・連携体制の充実)

- ・[再掲]災害時の医療救護活動に関する協定書に基づく連携体制の充実を図る。

(要配慮者対策の推進)

- ・[再掲]要援護者登録制度について、彦根保健所開催の会議において、関係機関で協議等を行い、個別支援計画の策定に向けて進めていく。人工呼吸器等医療機器利用者に必要な非常電源が確保できる施設、事業所を把握し、個別支援に結び付けていく。
- ・[再掲]子育て世代包括支援センターを中心に、要援護者のリスト化と個別支援計画の策定を行い、妊婦の災害時の支援体制について検討をしていく。
- ・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(火災予防対策の推進)

- ・[再掲]防火対象物の立入検査を効果的に実施し、査察体制を強化して違反是正を図る。
- ・[再掲]住宅用火災警報器について、引き続き設置推進の啓発を図るとともに、設置から10年経過した住宅用火災警報器の交換の啓発を図る。

(危険物等対策の推進)

- ・[再掲]危険物施設の立入検査を効果的に実施し、査察体制の強化を図る。

(防災教育の推進)

- ・[再掲]市内小中学校における危機管理マニュアルの見直しや内容周知、各校教職員の役割についての共通理解、地震や火災等の災害を想定した避難訓練の実施について、継続的な取組を進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。
- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。
- ・[再掲]地域で避難所運営ができるよう市HPや出前講座にて周知啓発を図るとともに、市防災訓練にて引き続き避難所開設運営訓練を実施し、地域が主体となった運営が必要であることの理解を促進する。
- ・[再掲]災害時において、迅速かつ確かな対応および早期復旧が可能となるような防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、市防災訓練を今後も継続して実施する。
- ・[再掲]出前講座について、地域防災力の向上のため、常に新しい内容や話題を取り入れ地域防災力の向上に努める。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- ・[再掲]情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・[再掲]災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、都度、彦根市業務継続計画の見直しを行う。また、定期的な教育等の実施や防災訓練等を通じた経験の蓄積を継続して行う。

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- ・[再掲]防災行政無線の更新および情報通信訓練等を実施して、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・[再掲]災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等について、日常備蓄(ローリングストック方式)により、災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。

(各種防災情報の周知啓発の推進)

- ・[再掲]地震および水害、土砂災害ハザードマップを含む市民防災マニュアルについて、最新の防災情報等の収集に努め、定期的な見直しを行い、周知・啓発に努める。
- ・[再掲]水害・土砂災害の防災情報の伝え方について、日頃から市民に対し周知啓発を図る。合わせて、国や県に対し、避難情報と防災気象情報の在り方について意見していく。

(その他防災体制の充実)

- ・[再掲]救命講習受講者数の増員を進める。
- ・[再掲]感震ブレーカーについて、引き続き普及啓発および設置推進を図る。
- ・[再掲]災害対応職員等が一堂に会し、情報の共有の上、連携し効率的な災害対応に当たるため災害対策本部室や対応職員の執務室等を充実させる必要がある。
- ・[再掲]被災建築物応急危険度判定にかかるマニュアルの確実な実施体制を整備する。

② 人口減少と少子高齢化

(要配慮者利用施設の耐震対策)

- ・[再掲]今後、施設整備に併せて防災・減災の更なる機能強化を検討していく。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成)

- ・[再掲]要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が必要な施設について、計画策定を支援する。

(学校施設の老朽化対策)

- ・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

(防災教育による地域防災力の向上)

- ・[再掲]市内小中学校における防災教育の推進や地域への情報共有について、継続的な取組を進める。

③ 老朽化対策

(公共施設等総合管理計画の推進)

- ・[再掲]公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正管理に努める。

(社会福祉施設整備の推進)

- ・[再掲]耐震・老朽化等による介護保険施設の整備を進める。
- ・[再掲]耐震・老朽化等による障害者施設の整備を進める。

(農道・林道の防災対策)

- ・[再掲]農道・林道の適切な維持管理を行い、橋梁の耐震化対策を最優先で進める。

(広域農道の老朽化対策)

- ・[再掲]広域農道について、点検診断に基づく効率的で効果的な舗装修繕を実施する。

(空き店舗およびアーケード等の整備事業)

- ・[再掲]商工会議所や各商店街と連携して、空き店舗等の活用やアーケードの維持管理に対する各種補助金等を活用して災害時における倒壊等を最小限にする。

(農業用ため池の防災対策)

- ・[再掲]防災重点農業用ため池において耐震診断結果に基づく改修もしくは廃池の検討を行う。

(住宅・建築物の耐震対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・[再掲]住宅の耐震診断や耐震改修等への取組を支援する。
- ・[再掲]多数の者が利用する建築物、通行障害建築物等の所有者が行う耐震診断を支援する。

- ・[再掲]住宅・建築物の耐震化の必要性について普及・啓発を推進する。
- ・[再掲]彦根市既存建築物耐震改修促進計画について、改定を行う。
- ・[再掲]避難路等の倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全対策に対する啓発や撤去等への支援等、安全対策を推進する。
- ・[再掲]銀座街について、地域とともに必要な対策を進める。

(住宅・建築物のアスベスト対策の促進(住宅・建築物安全ストック形成事業))

- ・[再掲]吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、アスベスト含有調査等についての支援等、アスベスト対策を促進する。

(公営住宅の長寿命化)

- ・[再掲]策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき改修工事を行い、施設の長寿命化を推進することで、住民の安全・安心の確保を目指す。

(医療施設・設備の整備)

- ・[再掲]市立病院における公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、患者に影響を及ぼすような不具合が発生する前に設備を更新する。

(消防体制の充実)

- ・[再掲]年次計画に基づき、消防車両の点検等を実施し、必要に応じて修繕・更新配備等を行う。また、消火栓や防火水槽等についても、計画に基づき新規設置を行うとともに、既設の維持管理を行う。

(学校施設の老朽化対策)

- ・[再掲]学校施設等適正管理計画に基づき、年次的に長寿命化改修や大規模改修、部位別改修等を行う。これら改修時に併せ、非常用発電装置の設置を検討する。

(博物館における防火対策の充実)

- ・[再掲]「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和元年12月23日文部科学大臣決定)」に基づき、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン(同日付改訂)」に沿って、彦根城博物館の防火対策の充実を図る。

④ 地域づくり・まちづくり

(重伝建地区の無電柱化)

- ・[再掲]市内の重要伝統的建造物群保存地区において、電柱の地中化事業を進める。

(要配慮者対策の推進)

- ・[再掲]要配慮者に対する地域での避難支援体制づくりに取り組む。

(農地・農業施設の適切な保全管理)

- ・[再掲]農業用機械・施設に関する国の補助事業を活用し、担い手の経営面積を拡大化させることにより遊休農地を防ぐ。また、多面的機能支払交付金事業の弊害となっている事務負担の軽減を図り、各集落組織が継続的・安定的に活動に取り組めるよう組織の広域化を進める。

(幹線道路の整備)

- ・[再掲]幹線道路の整備によって、市民生活における安全で円滑な移動が確保され、環境および防災等の良好な都市空間が形成されることを目指す。

(歩道のバリアフリー化、無電柱化の推進)

- ・[再掲]歩道のバリアフリー化により、誰もが安心して通行できるまちが形成されることを目指す。
- ・[再掲]災害時の電柱倒壊による家屋の損壊、電線の垂れ下がりによる感電事故、緊急車両の妨げをなくすため、無電柱化を推進する。

(オープンスペースの確保)

- ・[再掲]防災、減災機能を有する都市公園の整備を推進する。

(彦根市都市再生整備計画の推進)

- ・[再掲]彦根市都市再生整備計画に基づき、各種対策を推進する。

(狭あい道路の拡幅整備(狭あい道路整備等促進事業))

- ・[再掲]安全で災害に強いまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅整備等の事業を推進する。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- ・[再掲]消防団加入促進を更に進める。

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- ・[再掲]地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の結成を促進するほか、出前講座や消防本部等と連携しての自主防災組織等リーダー研修会等を積極的に開催する。また、自主防災組織において必要な資機材の購入の充実が図られるよう活動支援を行う。